

「第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画  
(地域包括ケア計画)」(素案)に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間

令和2年12月29日(火)～令和3年1月29日(金)

(2) 意見の応募者数・件数

8名(15件)

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクス	Eメール	持参	電話	計
人数	0	4	0	4	0	8

2 意見の概要と市の考え方

※ 意見の処理区分

処理区分	説明	件数
A	意見の趣旨等を反映し、計画案に盛り込むもの	2
B	意見の趣旨等は計画案に盛り込み済みと考えるもの	11
C	計画の参考とするもの	2
D	計画に盛り込まないもの	—
E	その他、要望・意見等	—
計		15

No.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	「計画の特徴」(第1章の4)について、市民が「2025年問題」への意識を持てるよう、「令和7(2025)年」の前に「団塊世代が75歳以上となる」と追記してはどうか。	A	本市においても、令和7(2025)年には後期高齢者数が7万7千人を超えると見込まれ、医療・介護ニーズが一層高まることから、介護サービス基盤の整備や医療・介護連携の推進に取り組むことはもとより、市民の皆様におきましても日ごろからの介護予防や地域の支え合いなどに関心を持って取り組むことが重要であると考えます。 御意見のとおり追記しました。
2	「コラム」について、計画を読み進める上で、ほっとする部分になるので、「ミヤリー」のイラストを挿入し、視覚的な効果を高めてはどうか。	A	本計画のコラムは、市民の皆様が本市の高齢者施策をより深く理解していただけるよう、本市ならではの取組を分かりやすく伝えるために設けているものです。 御意見のとおり、コラムに「ミヤリー」のイラストを掲載しました。

No.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
3	<p>「健康づくりの推進」(基本目標1)について、新型コロナウイルス感染症の流行により、市の事業への参加が難しくなっている状況なので、「健康ポイント事業」など、高齢者が日常生活で取り組める事業の充実を図ってほしい。</p>	B	<p>新型コロナウイルス感染症の流行により、市民の暮らしが制限される中、本市の施策・事業においても「新しい生活様式」を踏まえるなど、実施方法を工夫していく必要があると考えます。</p> <p>その1つとしまして、高齢者が自宅でも介護予防に取り組めるよう、本市を本拠地とするプロスポーツチームと連携した運動の動画配信を行っています。</p> <p>引き続き、ICTを活用するなど、実施方法の工夫を図りながら、市民の皆様が継続的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう支援してまいります。</p>
4	<p>「地域包括支援センター」(基本目標2)について、地域包括ケアの中核機関として総合相談などの役割があることを広く市民に知ってもらう必要があるため、広報紙や公共施設などでの周知を続けてほしい。</p>	B	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援を行う中核機関として、地域包括支援センターを広く市民の皆様にご認知いただくため、広報紙や公共施設で御案内するほか、地域の様々な場面でチラシ等を配布しています。</p> <p>引き続き、高齢者の皆様がお住まいの地区を担当する地域包括支援センターを知り、円滑に利用できるよう、周知を行ってまいります。</p>
5	<p>「職場環境の向上」(基本目標3)について、介護従事者が職場以外でメンタル面での相談ができる窓口が必要である。</p>	B	<p>本市においては、就労に関する各種支援制度や相談窓口などの情報を1冊にまとめた「働くあなたのサポートガイド」を作成しており、その中で、国や市などが実施している様々なメンタルヘルスに関する相談窓口を紹介しています。</p> <p>引き続き、介護従事者が安心して働き続けられるよう、こうした冊子を活用しながら、メンタルヘルスに関する相談窓口の周知を図ってまいります。</p>
6	<p>「介護従事者等の資質の向上」(基本目標3)について、介護支援専門員向けの研修の実施にあたっては、介護支援専門員の意見を聴取し、研修内容の充実を図ってほしい。</p>	B	<p>介護支援専門員向けの研修の実施にあたっては、受講者のアンケート結果を踏まえ、テーマや講師の選定を行っています。</p> <p>引き続き、受講者や受講希望者の御意見を伺いながら、介護支援専門員の皆様のスキルアップに向け、研修内容の充実に向けてまいります。</p>

No.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
7	<p>「医療・介護関係者の研修」(基本目標3)について、「Web等を活用したりリモート形式の開催方法」とあり、コロナ禍だけでなく今後も必要と考えるが、対応できない事業所は多いと思われるので、助成金や技術的助言などの支援を検討してほしい。</p>	C	<p>ICTを活用した研修等の開催につきましては、医療・介護従事者が開催日時を問わず研修に参加できるように、Web上への研修動画のアップロードなどに取り組んでおり、感染症の流行下のみならず、今後も継続していくことが重要と考えます。</p> <p>介護サービス事業所における通信環境の整備などの支援にあたりましては、国や県の動向を注視しながら、引き続き、集団指導等の機会を活用し、補助制度等に関する情報提供を行ってまいります。</p>
8	<p>「医療・介護連携」(基本目標3)について、在宅での看取りを選択しやすくなってほしい。そのためには、関係機関の連携だけでなく、市民も自ら知識や理解を深めていくことが必要。</p>	B	<p>在宅療養を推進していくためには、市民一人ひとりの御理解が必要でありますことから、第5章の3におきまして、「市民理解の促進」を盛り込んだところです。</p> <p>今後も、御意見を参考にしながら、広報紙や在宅療養パンフレットの配布に加え、市民公開講座や出前講座を開催するなど、身近な地域における周知にも積極的に取り組んでまいります。</p>
9	<p>「オレンジサロン」(基本目標4)などの通いの場について、より多くの方が身近な場所で利用できるよう、認知症パートナーや地域住民などの活用で、このような場を増やしてほしい。</p>	B	<p>本市には、市が設置・運営する「認知症サロン(オレンジサロン)」だけでなく、社会福祉法人や医療法人などが地域住民と協働しながら開設する認知症カフェがあり、こうした通いの場について、様々な機会を捉えて周知しています。</p> <p>引き続き、認知症の人やその家族が身近で相談できる場の充実を目指し、事業者と連携しながら、様々な機会を捉えて、このような取組の周知を行ってまいります。</p>
10	<p>「認知症パートナー」(基本目標4)について、介護保険施設や地域の通いの場へのマッチングにあたっては、施設側からのニーズに対応するだけでなく、認知症パートナーの特技を活かしたものなど、認知症パートナーの主体的な活動を活かせるような支援をしてほしい。</p>	B	<p>認知症パートナーになられた方には、活動可能日時や趣味・特技などを御記入いただく「認知症パートナー登録票」を本市に御提出いただくようお願いしています。</p> <p>認知症パートナーと介護保険施設等とのマッチングにあたりましては、「認知症パートナー登録票」に基づいた活動内容の調整を行いながら、認知症パートナーが主体的・継続的に活動できるよう支援してまいります。</p>

No.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
11	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備について、工期が1年以上確保できるよう、公募から竣工までの期間を十分に見込んでほしい。	B	本市においては、近年、資材の調達が遅れて工期が伸びるケースや、開設までに従事者の雇用が間に合わないケースなどが生じており、本計画では、事業者が余裕を持って準備ができるよう配慮する必要があると考えます。
12	小規模多機能型居宅介護の整備について、工期に余裕を持てるよう、公募から竣工までの期間を十分に見込んでほしい。	B	このため、本計画においては、選定した事業所の個々の状況を勘案しながら整備を進めてまいります。
13	小規模多機能型居宅介護の整備について、当サービスを母が利用しており、訪問や宿泊などを柔軟に対応してもらえるので助かっているため、すべての圏域に整備してほしい。	B	小規模多機能型居宅介護は、24時間365日、定額で何回でも利用でき、どの支援を利用しても馴染みの職員による支援が受けられるサービスであり、今後、在宅医療・介護を推進していく中で、中重度の高齢者が安心して在宅生活を継続するために有効なサービスであると考えます。 事業者の公募に当たっては、これまでも土地や人材の確保が困難なため事業参加が難しいとの意見が寄せられています。
14	小規模多機能型居宅介護の整備について、未整備圏域は土地代が高いので、隣接圏域の事業者が整備できるのであれば整備が進むと思う。	B	このため、本計画においては、事業者が参入しやすいよう、公募要件の緩和を行い、一定の条件下において隣接圏域の事業者が整備できることとしました。 本計画においては、引き続き、中重度の高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、小規模多機能型居宅介護の整備を推進してまいります。
15	看護小規模多機能型居宅介護の整備について、小規模多機能型居宅介護に訪問看護が加わることによって、医療依存度の高い人や在宅での看取りを希望する人への対応ができるようになるため、小規模多機能型居宅介護と分けて整備量を設定し、当サービスを充実してほしい。	C	本市においては、中重度の高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、すべての日常生活圏域において小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めているところです。 看護小規模多機能型居宅介護のみを対象とした整備につきましては、今後、市民のニーズや事業者の参入意向などを勘案しながら、検討してまいります。